

側ト交渉ノ上態度ヲ決定スルコトヲ申合セ書川等ハ  
即日堀支配人ヲ訪問シテ「二十日公休」ヲ要求シ爲シ  
タルニ拒絶セラレタルヨリ更ニ同日常務課長ニ  
會見シ

一 今同ノ山田外三名ノ出勤停止ノ理由如何

二 出勤停止ヲ即時解除スルコト

三 今同ノ事件ニ関シテハ会社側ニモ相當ノ責任ヲ

ルモノト思フカ如何

ト述ヘテ同答ヲ求メタルニ会社側ニ於テハ即時(一)

ニ對シテハ前記理由ヲ繰返シ(二)ヲ拒絶シ(三)ハ全然責任ナ

キ旨ヲ答ヘタルニ平穩裡ニ退出セリ

一般従業員ノ作業狀態ハ目下平常ト異ナル点ナキニ注意中ナリ

右及申(通)報候也

勞務第三二三號

昭和三年二月十八日

警視總監 宮田光雄

寫

内務大臣 鈴木喜三郎殿

社 會 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫

愛知 静岡 福岡 各廳 府 縣 長 官 殿

日本光學工業株式會社紛議ノ件 (第二報)

要旨...組合側ハ各種宣傳ビラヲ作成配布シテ輿論ノ喚起ニ努ムル外従業員ノ待遇ヲ

ントシテ従業員懇親會ニ名ヲ著リ罷業ヲ煽動セントセルヲ以テ集會ノ解散ヲ命ジテ

13 2-23  
23